

大分県造林事業実施要領の運用

制定 平成14年4月1日

最終改正 平成30年6月1日 森整第 70号

大分県農林水産部森林整備室長通知

大分県造林事業の実施については、大分県造林事業補助金交付要綱（平成5年10月1日制定、最終改正平成30年6月1日。以下「要綱」という。）及び大分県造林事業実施要領（平成14年4月1日制定、最終改正平成30年6月1日。以下「要領」という。）によるほか、この運用によるものとする。

1 事業の内容等

要領第1に規定する事業内容については、以下のとおりとする。

(1) 人工造林、樹下植栽等について

ア 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。

イ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵えを実施した施行地において、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽又は播種を実施するものとする。

ウ 低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。

(ア) 立木の蓄積が1ヘクタール当たりおおむね30立方メートル以上80立方メートル以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が1ヘクタール当たりおおむね100束以上の竹林）において行うものであること。

(イ) 立木の蓄積が1ヘクタール当たりおおむね30立方メートル以上の火災、気象害、噴火災、病虫獣害等による被害（以下「気象害等」という。）による被害森林において行うものであること。

エ 特殊地拵えを実施した場合は、その実施の翌年度から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。

オ 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の割合は、当該主林木のおおむね20パーセントの範囲内とする。

カ 特殊地拵えの搬出集積は補助の対象外とする。

キ 被害森林整備は、その施行予定地の本数被害率が30パーセント以上の林分において実施するものとする。

ク 人工造林、樹下植栽等における対象樹種、及び植栽本数については下記のとおりとする。

区 分	樹 種	1 ha当たり植栽本数
人 工 造 林	す ぎ	1, 0 0 0本以上
	ひのき	1, 5 0 0本以上
	まつ類	1, 5 0 0本以上
	クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、 ヤマモミジ、イヌエンジュ、イチョウ 等有用針・広葉樹	1, 0 0 0本以上
被 害 地 造 林 樹 下 植 栽	スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナ ラ、ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、 イヌエンジュ、イチョウ等有用針・広 葉樹	5 0 0本以上

注)「マツ類」とは、あかまつ、くろまつ、からまつ、テーダーマツ、スラッシュマツ等をいう。

ケ 不用萌芽の除去は、萌芽株数が1, 0 0 0株/ha以上を補助の対象とし、多数の萌芽の中から、優良なものを2～3本に整理するものとする。

(2) 雪起こしについて

雪起こしは、育成しようとする立木の成立本数の30パーセント以上が倒伏した林分において実施するものとする。

(3) 倒木起こしについて

倒木起こしの実施期間は、倒木被害の発生した会計年度及び翌年度内とする。

(4) 下刈り、枝打ちについて

ア 下刈りについては、原則として5年生(クヌギの天然更新は3年生)までを補助の対象とする。つる類等により植栽木の健全な成長が阻害されている場合に限り6～8年生に1度、補助の対象とする。また、新苗木生産システムによる採穂を実施する場合で、事前に県振興局長に承認を受けた場合に限り10年生までを補助の対象とする。2回刈りは補助の対象外とする。

イ 枝打ちは、スギ、ヒノキの林分で雄花の多い立木を主体に実施するものとし、枝打ちの高さは地上高3メートル以下、かつ、枝打ち幅が1.0メートル以上の基準を満たす場合のみ補助の対象とする。

(5) 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐について

ア 保育間伐、間伐及び更新伐において、不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。)を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20パーセント以上伐採する場合に補助対象とする。また、除伐において不用木の除去(育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものを伐採することをいう。)のみを実施する場合は、原則として不用木を全て除去する場合に補助対象とする。

イ 森林経営計画に基づいて行う保育間伐及び間伐とは、当該計画において間伐として計画されているものに限る。また、森林経営計画に基づいて行う更新伐とは、当該計画において主伐として計画されているものに限る。

ウ 森林経営計画の対象森林を含む林班(以下「森林経営計画対象林班」という。)

内で当該計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地については、補助金交付申請時又は申請後に当該計画の対象森林に取り込むことを確認できるものに限る。また、森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内で当該計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地については、当該計画の森林の経営に関する長期の方針において、当該計画の対象森林に取り込む旨を記載しているものに限る。

エ 特定間伐等促進計画に基づき、「多様な森林整備促進のための集約化の促進について」（平成19年3月30日付け18林整整第1250号）に定める集約化実施計画の対象森林において、間伐又は更新伐を複数の施行地で実施する場合については、全ての施行地が同一の集約化実施区域内にあることとし、その実施に当たっては、「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」の運用について」（平成26年9月1日付け26林整整第422号）によるものとする。

オ 保育間伐及び間伐の伐採率については、アに定める下限のほかに上限を40パーセントとし、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法、市町村長からの通知に示されている要間伐森林の間伐の方法及び以下に留意して間伐を行うものとする。

(ア) 森林経営計画に基づいて行う保育間伐及び間伐については、「森林経営計画制度運営要領」Ⅰの5の(1)において、森林経営計画の遵守の判断基準として「法第11条第5項第2号イの農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準及び同号ロの農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準に従って、森林経営計画に定められた森林の施業及び保護を執行すること」とされていること。

(イ) 特定間伐促進等計画に基づいて行う保育間伐及び間伐については、「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」（平成25年6月24日付け農林水産省告示第2072号）第3の1の(3)において、「当該方法は、森林法第5条第1項に規定する地域森林計画及び同法第10条の5第1項に規定する市町村森林整備計画等に定められた間伐又は造林に関する事項に適合するものであること」とされていること。

カ 除伐、保育間伐、間伐及び、更新伐の実施に当たっては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。

キ 保育間伐及び更新伐において、気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合については、次により実施するものとする。

(ア) 二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合においては、伐採木の林内からの除去も含めて流出防止に努めるものとする。また、同様の観点から、早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去5年以内に保育間伐、間伐又は更新伐が実施された施行地であっても実施できるものとする。

(イ) 保育間伐においてはXⅡ齢級まで実施することができる。

ク 更新伐について

(ア) 更新伐のうち、整理伐（天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。）を行う場合は、当該林分の主林木のおおむね70パーセント以上の伐採を必

要とする場合に行うものとする。

(イ) 更新伐のうち、人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（長期育成循環施業の一環として行うものを除く。）をいう。）を行う場合、主林木の伐採本数の割合は当該主林木のおおむね50パーセント以下とし、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。

(ウ) 長期育成循環施業の一環として更新伐を実施する場合は、「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。）に定める方法により伐採を行うものとする。

(6) 付帯施設等整備について

ア 鳥獣害防止施設等整備については、野生鳥獣による被害が継続している地域において実施するものとし、当該鳥獣害防止施設等整備と一体的に実施することとされている施業の開始時期の2年前から当該施業の実施後5年を経過するまでの間に実施する場合において補助の対象とする。なお、防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。

イ 鳥獣害防止施設等整備における施設改良については、次に掲げる（ア）及び（イ）の要件に該当するものであること。

(ア) 森林整備事業の実施における標準的な規格（過去に示されていたものを含む。）に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること。

(イ) 改良の内容については、防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上、又は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれらに帰因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。

(ウ) 鳥獣害防止施設復旧事業の採択について、平成30年3月31日までに被害報告書を提出した箇所であること。

ウ 林床保全整備については、造林地の保全等が必要な箇所において実施するものとし、当該林床保全整備と一体的に実施することとされている施業の開始時期の2年前から当該施業の実施後5年を経過するまでの間に実施できるものとする。

エ 間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用する場合には、当該伐採木の材積は、要領第1の1の(3)で定める搬出材積としては扱わないものとする。

オ 荒廃竹林整備（除伐、保育間伐、間伐又は更新伐で行った侵入竹の除去を含む。）の施行地において、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施後おおむね3年間実施できるものとする。

カ 幼齢木保護ネットについては、植栽木すべてを保護した場合において補助の対象とする。

(7) 森林作業道整備について

ア 森林作業道の整備の先行実施

要領第5の2の(4)の一定期間とは2年又は当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が、森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合はこれらの計画期間内とする。

イ 森林作業道の改良

森林作業道の改良については、次に掲げるすべての要件に該当するものであること。ただし、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧を改良として行う場合（以下「森林作業道の復旧」という。）は、(ア)の開設後の経過年数及び(イ)の要件は適用しないものとする。

(ア) 原則として、本事業において開設した森林作業道（平成22年度以前に開設した作業道等を含む。(イ)において同じ。）であって、開設後3年以上を経過したものの改良であること。

(イ) 当該森林作業道の開設又は前回行った改良と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。

(ウ) 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。

(エ) 改良の内容については、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）第3に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

(オ) 森林作業道災害復旧事業の採択について、平成30年3月31日までに被害報告書を提出した路線であること。

(8) 森林作業道の継続的使用

要領第2の1の(1)に定める「事前計画」に記載された「森林作業道作設指針の策定について」に基づき作成した「大分県森林作業道作設指針」に適合する既設の森林作業道において、当該森林作業道と同一線形や施業対象区域の拡大を伴わない森林作業道の開設などの森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道整備は実施できないものとする（森林作業道の復旧を除く）。

(9) 森林保全再生整備について

ア 要領第1の2の(2)のアの(シ)に定める野生鳥獣の食害等による被害を受けた森林については、原則として、「森林被害報告について」（昭和53年5月18日付け53林野保第235号林野庁長官通知）に基づく林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。

イ 野生鳥獣の食害等による被害を受けた森林の保全再生に必要と知事が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。

ウ 野生鳥獣の捕獲・処分にあたっては、予め十分な技術的指導を受け、野生鳥獣に関する知見を有した上で着手するものとする。

(10) 事業主体について

ア 本事業の事業主体になり得る森林所有者は、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条に規定する分収林契約（以下「分収林契約」という。）を締結した者にあつては、造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者とする。

イ 環境林整備事業における「事業主体が自ら所有する森林」とは、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まないものとする。

ウ 知事は、要領第1の1の(2)に規定する森林所有者の団体から補助金の交付申請があつた場合には、「森林法施行令第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件」（平成14年10月15日農林

水産省告示第1630号。)の第1項、第2項及び次の事項を確認するものとする。

(ア) 規約の内容

(イ) 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容

(ウ) 施行地の森林所有者

エ 知事は、森林所有者の団体が事業を実施するに当たっては、補助金の受領及び配分についての帳簿等を整理保管するよう指導するものとする。

オ 鳥獣害防止施設等整備、林床保全整備及び森林作業道整備の事業主体は、当該事業と一体的に行うべき事業の事業主体と異なっても差し支えないものとする。

カ 要領第1の2の(1)のイの(ア)において、寄付や分収契約解除等により公有化した森林とは、事業を実施する年度の初日からさかのぼって10年以内に公有化したものに限る。

キ 知事は、要領第1の1の(2)、2の(1)のイ及び(2)のイ、3の(3)に関わらず、次に掲げる事業主体からの造林事業補助金交付申請を制限することができる。

(ア) 造林補助事業の施行地を森林以外に転用する行為又は造林補助施行地上の立木竹の全面伐採除去する行為により過去5年以内に補助金相当額を返還した森林所有者(生計を同一にする者を含む。)(以下「返還森林所有者」という。)からの造林事業補助金交付申請。

(イ) 返還森林所有者の林分において、森林の施業又は経営の委託を受けた者からの造林事業補助金交付申請。

(ウ) 造林補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地を森林以外の用途へ転用され、過去5年以内に補助金相当額の返還した場合、当該事業施行地の補助金の交付を受けた森林所有者(生計を同一にする者を含む。)(以下「交付森林所有者」という。)からの造林事業補助金交付申請。

(エ) 交付森林所有者の林分において、森林の施業又は経営の委託を受けた者からの造林事業補助金交付申請。

返還の事由が(ア)及び(イ)については返還森林所有者、(ウ)及び(エ)については交付森林所有者の責によらない場合を除く。

(11) 事業規模等について

ア 要領第1の1の(3)並びに2の(1)のウ、(2)のウ及び3の(4)の「1施行地」とは、原則として接続する区域とする。

イ 要領第1の1の(3)の規定にかかわらず、次に掲げる事業にあつては、1施行地の面積は0.05ヘクタール以上とする。

(ア) 水田跡地の人工造林

ウ 要領第1の1の(3)のアについて、現に認定を受けている森林経営計画(以下「現計画」という。)において森林経営計画の継続性があることが確認できる場合は、現計画と旧森林経営計画の両計画に計画され、かつ、両計画の計画期間にまたがって行われた間伐及び更新伐の施行地については、当該施行地の面積及び搬出材積の全てを現計画に基づくものとして取り扱うことができるものとする。

エ 要領第1の1の(3)のア、イ及び第5の4の(3)、(4)の「搬出材積」とは、原則として搬出した丸太の材積とする。ただし、知事が認める場合、要領第5の4の

(3)、(4)に定める上限の範囲内で、末木枝条や根元部を含めることができるものとする。

オ 要領第1の1の(3)のアの(ア)のただし書きにおいては、以下のとおりとする。

(ア) 間伐を実施すべき施行地の面積とは、森林経営計画において計画した間伐面積（1施行地の面積が0.1ヘクタール以上のものに限る。）の合計とする。また、当該ただし書きの規定については、新たに森林経営計画対象森林（ただし、計画的間伐対象森林を含むものに限る。）を追加し当該森林経営計画において計画した間伐面積から実施済みの間伐面積を減じて得た面積が5ヘクタール未満の場合において、1回を限度として準用できるものとする。

(イ) 地理的条件等の観点から、施行地の全てにおける間伐及び更新伐を一括して実施することが困難であると知事が認める場合には、複数年に分割して実施できるものとする。

カ 要領第1の1の(3)のアの(イ)に該当する施行地においては、同項(ア)に該当する施行地と一体的な施業を行うことにより、伐採木の搬出集積を行うよう努めるものとする。

(12) 要領第5の2の(2)に定める外国樹種の承認を受けるため申請する場合は、次に掲げる事項を記載した申請書に係る試験研究報告書等を添付するものとする。

ア 樹種名

イ 植栽又は播種見込面積

ウ 1ヘクタール当たり植栽本数又は播種量

エ 1ヘクタール当たり事業費

オ 既往の植栽又は播種面積及び当該植栽又は播種による更新木の成育状況

カ 県の技術的指導方針

キ その他知事が必要と認める事項

なお、次表の左欄に掲げる外国樹種を右欄に掲げる地域に植栽又は播種を行う場合には、林野庁長官の包括承認があったものとして取り扱うものとする。

樹 種	地 域
テーダマツ	北海道、青森、岩手、秋田を除く都府県
スラッシュマツ	四国、九州
カリビアマツ	四国、九州
モクマオウ	四国、九州
カラマツ類	全国
アカシア属	全国
イチョウ	全国
ユリノキ	九州（承認済）

(13) 補助金額について

- ア 要領第1の1の(4)のウの(ア)のa及び(イ)のaにおいて、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採に対し、伐採造林届出書を提出しなかったことについて、事業主体の責めに帰することができないと認められる場合にあっては、伐採造林届出を要しない場合とみなして扱うこととする。
- イ 平成25年3月31日以前に作成された特定間伐等促進計画の対象森林において平成25年4月1日以降に行う人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし及び倒木起こしについては、当面の間、要領第1の1の(4)のウの(ア)のcの森林経営計画等に基づいて行うものとみなして扱うこととする。
- ウ 特定間伐等促進計画の実施計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐（イにより行うものを除く。）については、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。
- (ア) 当該施業を実施する林分が存する林班内に森林経営計画が作成されている場合（森林法施行規則第33条第2号に基づく森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画（以下「林班計画」という。）が作成できない場合を除く）、又は当該施業を実施する林分が存する同号ロに定める区域内に林班計画若しくは同号ロに基づく森林経営計画が作成されている場合は、補助金交付申請時に当該林分が森林経営計画の対象森林であること又は申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林とすることを確認できるもの。
- なお、当該規定の適用については、当該森林経営計画の作成者が事業主体と異なる場合であって、両者の森林の経営に関する方針が一致しない等、計画作成に係る協議が整わず、当該林分を森林経営計画の対象森林とすることができない場合を除くこととする。この場合は、次項(イ)を適用するものとする。
- (イ) 前項(ア)に該当しない場合は、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できるもの。なお、当該施業の実施後、補助金交付申請までの間に(ア)に掲げる場合に該当する森林経営計画が作成された場合は、(ア)と同様の取扱とする。

2 事業計画等

(1) 事前計画について

要領第2の1に規定する事前計画（別紙1）の作成等については以下によるものとする。

- ア 事前計画の計画期間は、少なくとも森林環境保全直接支援事業による補助を受けようとする人工造林、間伐、更新伐及び森林作業道整備（本通知の施行の時点で既に実施済みのものを除く。）及び機能回復整備事業による補助を受けようとする立木の伐倒から植栽までの施業の実施予定年度を含むものとする。ただし、人工造林については、先行して実施する伐採の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間、森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては、当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間とする。また、保育間伐についても、間伐等と同様に事前計画に記載するよう努めるものとする。

イ 事前計画の対象とする区域は、森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づき、人工造林、間伐、更新伐、森林作業道整備の実施が見込まれる林分並びに当該計画期間の末の時点において林内路網により効率的な施業及び管理が可能となっていることが見込まれる林分を包括し、1集約化実施計画等の面的なまとまりを持った森林（森林共同施業団地に係る事前計画にあつては、当該森林共同施業団地の設定に係る協定の対象となっている国有林を含む。）の区域とする。

ウ 事前計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。

(ア) 森林環境保全直接支援事業による補助を受けようとする場合

- a 事前計画の対象とする区域及びその面積（概数）並びに計画期間
- b 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる人工造林の年度別実施予定箇所及び施行面積（概数）並びに施業コストの低減に向けた伐採を行う者との連携の内容
- c 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる間伐、更新伐（森林共同施業団地内の国有林で実施が見込まれる間伐及び更新伐に相当する施業を含む。）及び森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものに係る当該施業の年度別の実施予定箇所及び施行面積（概数）並びに間伐、更新伐に係る作業システム（伐倒、造材、集材に使用する林業用機械の種類やその組み合わせ等の体系をいう。）、間伐、更新伐それぞれの伐採木の搬出材積（概数）及び出材予定時期
- d 事前計画の計画期間内にaの区域内で実施が見込まれる森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位置及び延長（概数）並びに施業予定区域内の林内路網密度の現状と目標（概数）

(イ) 機能回復整備事業による補助を受けようとする場合

- a 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる花粉発生源植替えの年度別、伐倒、搬出集積、地拵え、植栽別の実施面積（概数）及び伐採木の搬出材積（概数）並びに出材予定時期、当該事業に係る作業システム、植栽する苗域の樹種及び品種
- b 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる林木皮害防止施設等整備の年度別、事業内容別の位置及び事業量（概数）
- c 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位置及び延長（概数）、当該森林作業道を管理する権限を有する者並びに事業予定区域内の林内路網密度の現状
- d 当該施業を実施する林分を対象とする森林経営計画の作成の有無、森林経営計画が作成されている場合はその認定番号、森林経営計画が作成されていない場合は当該施業を実施する林分が存する林班内又は森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域内における森林経営計画の作成状況及び今後の計画作成に向けた取組方針

エ 事前計画の記載については、必要な記載内容を示す既存の資料等の添付をもってこれに代えることができる。

オ 事前計画は、知事が、森林環境保全直接支援事業による人工造林、間伐、更新伐又は森林作業道整備の実施に係る要領第1の1の(3)に規定する事業規模等の要件への適合性をはじめ、その計画性、効率性等について、あらかじめ確認し必要

な指導等を行うことを主たる目的とするものであり、必ずしもその作成者に対して厳格な遵守を求めるといった性格のものではないが、その作成に当たっては、可能な限り正確な見通しに立つよう努めるものとし、必要に応じ、専門的な知見を有する者の助言を仰ぐことが望ましい。なお、事前計画について専門的な知見を有する者の助言を仰いだ場合には、当該専門的な知見を有する者の氏名及び関係する資格又は知見を有する分野、助言の内容等の概略を記した書面を適宜事前計画に添付して提出するものとする。

カ 1の(11)のエの(イ)に関して、知事の認定を受けようとする者は、地理的条件等の観点から、施行地の全てにおける間伐及び更新伐を一括して実施することが困難であることを明らかにする書類を提出するものとする。(別紙2-1)

キ 知事は、提出のあった事前計画の内容について、人工造林、間伐及び更新伐に係る補助要件に適合する見込みがあるか、森林作業道の開設予定路線の線形及び開設量が適切であるか、林内路網と施業予定箇所との位置関係、間伐、更新伐に係る作業システム等から見て施業が効率的に実施し得るか、人工造林に当たり伐採作業と造林作業の連携が図られているか等について確認し、必要に応じ、事前計画を提出した者に対し、事業の効率的な実施等の指導・助言を行うものとする。また、知事は、カによる書類が適当と認められる場合には、認定を行うものとする。(別紙2-2)

ク 上記アからキにかかわらず、森林環境直接支援事業による補助を受けようとする人工造林のうち、平成27年度末の時点で既に伐採済みのものについては、事前計画の作成を要しないものとする。

3 県の助成について

(1) 要領第3に規定する「県の助成」については、「大分県補助金等交付規則」(昭和43年大分県規則第27号)等の関係法令及び要綱等の関係通知に基づき行うものとする。

4 補助金額の算出

要領第1の1の(4)、2の(1)のエ、(2)のエ及び3の(5)の規定にかかわらず、要領第1の2の(2)のアの(シ)、県が行う事業等に係る補助金額の算出は、以下によるものとする。

(1) 要領第1の2の(2)のアの(シ)及び県が行う事業に係る補助金額は、実行経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて(査定係数が適用されない事業内容にあっては実行経費に補助率を乗じて)求めるものとする。

(2) 市町村が請負に付して実行した事業(森林作業道整備のうち(3)により補助金額の算出を行うものを除く。)に係る補助金額は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額に査定係数の百分の一と補助率を乗じて(査定係数が適用されない事業内容にあっては当該いずれか低い額に補助率を乗じて)求めるものとする。

(3) 県以外の事業主体が実施する森林作業道整備のうち「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」(平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁整備課長通知。以下「標準単価設定通知」という。)第2の7の(3)に該当する標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の補助金額は、当該標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領(平成12年3月31日付

け12林野計第138号林野庁長官通知)及び森林整備保全事業標準歩掛(平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知)に基づき算出される経費と標準断面又は標準設計が適用できる部分に係る標準単価に基づき算出される標準経費を加算した額(事業主体(事業主体から委託された者を含む)が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあっては、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額)に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求めるものとする。

- (4) 実行経費は、次に掲げる経費とする。なお、経費の内容は、標準単価設定通知及び「造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について」(平成23年3月31日付け22林整第858号林野庁整備課長通知)に準ずるものとする。(ただし、要領第1の2の(2)の(シ)にあっては別途定めるものによる。)。ただし、請負に付して実行する場合にあっては、森林整備保全事業設計積算要領に準ずることができるものとする。

5 森林作業道の維持管理

- (1) 森林作業道の開設及び改良(平成22年度以前に開設した作業道等の改良を含む。)を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、森林作業道台帳を作成するとともに、知事からの求めに応じこれをいつでも提示できるよう管理を行うものとする。

6 補助金の交付関係事務に関する特記事項

- (1) 事業の予定及び実行の確認等に必要な書類等について

知事は、本事業及びこれに関係する補助金交付等の事務を適正かつ円滑に行うため、本事業の事業主体(事業主体になろうとする者を含む。以下本章において同じ。)に対し、以下により、事業の予定及び実行の確認に必要な書類の整備等を指導するものとする。

ア 事業予定調書の作成

知事は、必要に応じ、事業主体に対し、当該事業年度に予定している事業について、その事業内容、事業量等を記載した事業予定調書を作成、提出させ、これに基づき適宜事業の適正な実施に係る指導、調整を図るものとする。

イ 現地写真の撮影

- (ア) 事業主体は、事業の施行地ごとに、事業実施前（保育間伐、間伐、更新伐においては選木完了が確認できる写真）、事業実施中及び事業完了後の状況を撮影するものとする。なお、下刈りについては遠景及び近景を撮影するものとする。
- (イ) 気象害、病虫獣害等の被害を受け、森林整備及び森林作業道の改良を実施する場合にあっては、事業実施前の状況について撮影するものとする。
- (ウ) 間伐、更新伐、花粉発生源植替えについては、伐採木の搬出状況、現地で搬出材積の検収を行う場合は、検収状況の写真を撮影するものとする。
- (エ) 間伐、更新伐、花粉発生源植替えにおいて、架線系を適用する場合、集材状況の写真を撮影するものとする。
- (オ) 6年生以上の下刈りにおいて、振興局長に下刈補助の承認申請を行う場合（新苗木生産システムによる採穂を実施する場合に限る。）は、施工前の状況写真を撮影するものとする。
- (カ) ウにより現地測量を行う場合は、その実施状況を撮影するものとする。なお、GPS測量を行う場合及び「大分県造林事業竣工検査及び補助金査定要領」（平成21年11月11日制定）第4条第1項により現地検査を行う場合にあってはこの限りではない。
- (キ) (ア)から(カ)により撮影する写真は、原則としてGPSデータが記録されたものとする。

ウ 現地測量の実施

事業主体は、現地測量を実施する場合にあっては、以下により実施するものとする。

- (ア) 測量方法は、ポケットコンパス等による測量とする。
- (イ) 測量の免諒限度は、方位角及び高低角各2度、距離5/100とし、これを超えるときは再測量を行う。
- (ウ) GPS機器を利用して、測量を行う場合は次の事項に留意すること。
 - a 基準点の初期測位時間は、30秒程度とし、座標値が安定するまで待機すること。
 - b GPS衛星の配置が極端に片寄っている場合は、観測を控えるとともに、補足衛星数は4つ以上であること。
 - c PDOP（Position Dilution of Precision 位置精度劣化度）が3以下であること。

エ 森林被害の報告

- (ア) 気象害・病虫獣害等の被害を受け、被害森林整備を実施（計画）する場合にあっては、事前に別紙3-1、別紙3-2により知事あて被害報告書を提出するものとする。なお、県振興局長は、現地で被害状況を確認のうえ、別紙3-3により造林補助対象許可の有無を森林被害報告者あて通知すると共に、森林整備室長あて進達するものとする。
- (イ) 気象害の被害を受け、森林作業道の復旧を実施（計画）する場合にあっては、

事前に別紙3-4により知事あて森林作業道被害報告を提出するものとする。なお、県振興局長は、被害報告があった場合、森林整備室長あて進達するものとする。

(2) 補助金の交付申請等について

ア 交付申請の単位

本事業に係る補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。

また、森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請については、森林経営計画に基づいて行う場合は当該計画ごと（森林経営計画対象林班内及び隣接林班内の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含み、1の(11)のウの場合、旧森林経営計画を含む。）、特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は集約化実施計画（森林共同施業団地対象民有林で実施されるものにあつては森林共同施業団地）ごとの要領第1の1の(3)に定める事業規模等の要件を満たす施行地のまとまりを単位として行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。

(ア) 当該複数の事業主体が共同して行う方法

(イ) 当該複数の事業主体のうちの1事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と要領第5の1の(2)に基づき他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う方法

(ウ) 当該複数の事業主体以外の単一の第三者が、要領第5の1の(2)に基づきこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法

イ 複数の申請単位に係る一括申請

本事業に係る補助金の交付申請を行う者（事業主体から委任を受けて交付申請を行う者を含む。以下「交付申請者」という。）は、複数の申請単位（アに定める交付申請の単位をいう。以下同じ。）に係る交付申請を一括して行うことができる。この場合、交付申請に係る(3)に定める書類等において、異なる申請単位に係る記載内容を明確に区別できるようにするものとする。

ウ 複数の申請単位に係る補助金の一括受領

交付申請者は、イにより一括して交付申請を行った複数の申請単位に係る補助金を、一括して受領することができる。

(3) 補助金交付申請書の作成及び提出について

知事は、本事業に係る補助金交付申請書及び添付書類の取り扱いについて以下に即して規定等を作成し、補助金申請事務の円滑化を図るものとする。

ア 補助金交付申請書に添付する書類等について

交付申請者は、補助金交付申請書に以下の書類を添付して補助金の交付申請を行うものとする。

(ア) 造林内訳書（交付申請に係る施行地の地番、事業主体、森林所有者、面積、事業内容等を記したもの）

(イ) 施業箇所位置図（縮尺5万分の1の地形図又は適宜の管内図に施行地の位置とその番号を記したもの）

(ウ) 施業図（等高線の記載された森林計画図等に施行地の測点、測線が挿入された図面、精度が高い図面のいずれかの図面）

- (エ) 間伐、更新伐、花粉発生源植替えに係る伐採木の搬出材積集計表
- (オ) 現場労働者に係る社会保険等加入実態状況調査表（施行地ごとに事業に従事した各現場労働者について社会保険等の加入状況を記載した表（別紙4）。ただし、直営施行等であって、年度当初に一括して社会保険等の加入状況を確認できる場合等にあつては添付を省略することができる。）
- (カ) 市町村が請負に付して実行した事業、要領第1の2の(2)の(ア)の(シ)の事業にあつては実行経費内訳書
- (キ) 森林作業道整備線形図（縮尺5千分の1の森林計画図その他の地形が判読できる図面に開設又は改良を行った森林作業道の線形、延長、標準断面図及び標準設計を適用した部分並びに当該部分について適用した標準断面図及び標準設計を記載したもの。(ウ)の施業図に必要事項を記載したものでも差し支えない。）
- (ク) 補助金の交付申請又は受領に係る委任状（事業主体から委任を受けた者が補助金の交付申請又は受領を行う場合に限り。）
- (ケ) 1の(11)のエの(イ)の規定による場合は、知事により2の(1)のキの認定を受けたことを証する書面の写し
- (コ) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体が行う造林にあつては規約の写し
- (サ) 事業主体が森林所有者以外の場合にあつては、事業を実施する権限を有することを示す契約書・同意書の写し等
- (シ) 1の(13)のウにおいて、(ア)の規定による場合は、補助金交付申請時に当該林分が森林経営計画の対象森林であること、又は申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林とすることを確認できる書類、1の(13)のウの(イ)の規定による場合は、申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できる書類及び森林経営委託契約書等（森林所有者から森林の経営の委託契約等により計画対象森林について原則として5年以上の期間にわたって育成及び保護することを委任されたことを証する書面）の写し（森林経営委託契約書等は事業主体が森林所有者以外の場合に限り。）
- (ス) 森林作業道にあつては、次の書類を追加する。なお、様式は大分県森林作業道実施要領（平成23年7月1日制定、大分県農林水産部森林整備室長通知）を参考とする。
- a 査定設計書（第1号様式～第5条様式）
 - b 平均法高計算表（土工標準単価適用の場合）
 - c 土工標準図
 - d 構造物標準図
 - e 数量計算表（積上標準経費の場合）
 - f 横断図（積上標準経費の場合）
 - g 森林作業道チェックシート（第6号様式）
 - h 完成の確認できる写真（改良等の場合不要）
 - i 森林作業道台帳（第11号様式）
 - j 実行経費積上表（測量を直営で実施した場合）
- (セ) 要領第1の2の(1)及び(2)の事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し
- (ソ) 施行方法が委託又は請負の場合にあつては契約書の写し
- (タ) 誓約書（大分県暴力団排除条例に関する事）

※ただし、交付申請者が市町村、森林組合、公益法人においては省略できるものとする。

(チ) 事業主体又は交付申請者は、造林事業を実施した場合には全箇所について検査を実施することとし、検査調書を作成するものとする。(別紙5を参考とする。)

(ツ) 要領第1の3の(1)のアについて補助を受けようとする者は、以下の書類を補助金交付申請書に添付しなければならない。

a 林業種苗法(昭和45年法律第89号)第18条に基づき苗木に添附された生産事業者表示票又は配布事業者表示票(スギ及びヒノキについては、花粉症対策苗木であることを示す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。)の写し(林業種苗法施行令(昭和45年政令第194号)第1条で定める樹種以外の樹種にあっては、樹種が確認出来る書類の写し)

b 要領第5の2の(3)のイに該当する場合は、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる書類(書類の様式については、1の(13)のウの規程の取扱い及び森林経営計画の作成の推進について」(平成25年9月4日付け25林整計第499号林野庁森林整備部計画課長・整備課長連名通知)の別紙1を準用する。)

(テ) その他、知事が必要として認めるもの

イ アの(ア)の造林内訳書に記載する森林所有者名及び地番は、原則として、森林経営計画、不動産登記簿等に記載されているものとする。

ウ 要領第1の1の(4)のウの(ア)に掲げる査定係数が適用される事業に係る補助金の交付申請においては、アの(ア)の造林内訳書に、森林経営計画の認定番号又は特定間伐等促進計画の名称若しくは番号等を記すほか、間伐及び更新伐であって集約化実施計画の対象森林で行うものに係る補助金の交付申請においては当該集約化実施計画の承認番号を記すこととする。

エ 補助金交付申請書及び添付書類に記載する面積、線形、延長等は、(1)のウに定める現地測量を行った場合には、当該現地測量の成果を利用して求めるものとする。なお、現地測量に代えて、精度の高い既存の図面等を利用して求めることができるが、この場合、現地で主要測点が復元できることを条件とする。

オ 要領第1の1の(1)のクの保育間伐において、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の場合(V齢級以下(天然林にあってはXⅡ齢級以下)の林分及び1の(5)のキにより気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を除く。)にあっては、伐採した不良木の平均胸高直径調査表(別紙6)を添付するものとする。

カ 森林共同施業団地対象民有林における間伐、更新伐に係る補助金の交付申請においては、当該間伐及び更新伐と一体的に実施された当該森林共同施業団地内の国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積及び伐採木の搬出材積の一覧を添付するとともに、当該国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の位置をアの(ウ)の施業箇所位置図又はこれに準ずる図面に明示するものとする。

キ 要領第1の1の(3)のアの(イ)に該当する施行地の位置、面積、搬出材積等について、アの書類に明示するものとする。

ク 交付申請者は、アに掲げるもののほか、以下の書類を整備するものとする。なお、これらの書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、交付申請者はこ

これらの書類を保管し、竣工検査時に検査員へ提示するものとする。

(ア) 測量野帳（オの調査野帳を含む。）

(イ) アの(エ)の証拠書類及び(オ)の証明書等の証拠書類

○アの(エ)の証拠書類：現地検収野帳、納品伝票、伐採木の搬出状況写真等

○アの(オ)の証明書類：作業員別社会保険等加入実態状況調査表(別紙4)、保険料払い込み証明書等

(ウ) 現地写真（(1)のイにより撮影した写真）

(エ) 各種計画書の認定書及び箇所表の写し等（大分県伐採届等統一様式(写)にかえることができるものとする。）

(オ) ウの交付申請においては、集約化実施計画書（事業主体から委任を受けた者が補助金の交付申請を行う場合はその写し）

(カ) 6年生以上の下刈り施工箇所において振興局長の承認を受けた場合については承認書の写し（新苗木生産システムによる採穂を実施する場合に限る。）

(キ) 現場監督費を計上する場合にあっては、施行地で作業した現場労働者の雇用契約書の写し、又は一人親方への請負契約書の写し及び現場指示書の写し

(ク) 要領第1の1の(4)のウの(イ)のaに掲げる査定係数を適用した事業においては伐採造林届出書の写し

(ケ) 要領第1の事業内容にある人工造林、樹下植栽等及び花粉発生源植替えにより植栽された種苗については、大分県林業用種苗取扱要領（平成23年4月1日制定）第11の第1項の大分県林業用種苗生産需給調書の写し又は同取扱要領第12の第1項の種苗移入承認申請書又は許可通知書の写し

(コ) 要領第1の1及び2の事業内容が人工造林及び樹下植栽等で、花粉症対策苗木等による補助を受けようとする者は、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条に基づき苗木に添附された生産事業者表示票又は配布事業者表示票（スギ及びヒノキについては、花粉症対策苗木であることを示す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。）の写し（林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第1条で定める樹種以外の樹種にあっては、樹種が確認出来る書類の写し）又は表示票に記載すべき事項を記載した書面

ケ 要領第1の2の(2)のアの(シ)にあっては、以下の書類を添付するものとする。

(ア) 要領第5の2の(9)により実施した協議会との連絡調整の結果を記載した書類

(イ) 森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業からの支援を受けないことを誓約する書類

コ ア及びオからケに掲げる書類等については、交付申請者が、事業の終了の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

サ 補助金交付申請書の提出期限は、5月31日、7月31日、10月31日、2月末日（ただし、公的分収林及び交付申請者が市町村の場合は、3月15日とする。）のいずれか早い時期とする。

(4) 代理申請者への指導について

知事は、事業主体からの委任を受けて本事業に係る補助金の交付申請又は受領を行う者（行おうとする者を含む。以下「代理申請者」という。）に対し、次によるよう指導するものとする。

ア 代理申請者は、補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業主体に交付するものとし、みだりに支払いを遅延したり、他に流用することがないようにする

ものとする。

イ 受領した補助金は、県が交付に当たって示した内訳に従い、全額を事業主体に支払うものとする。ただし、この場合、直接その事業に関係ある次に掲げる経費については、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができるものとする。

(ア) 補助金事務取扱手数料

(イ) 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金

(ウ) 当該施行地の森林保険料

(エ) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの

ウ 代理申請者が事業主体から受ける補助金事務取扱手数料（イにより事業主体に支払うべき補助金と相殺するものを含む。）は、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図るものとする。

エ 代理申請者は、造林補助金支払済報告書（別紙7）を代理受領後40日以内に県振興局長に提出しなければならない。なお、県振興局長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその写しを森林整備室長に提出しなければならない。

(5) 受託事業に係る経費の透明化について

ア 知事は、森林所有者からの受託により事業を実施しようとする事業主体に対し、あらかじめ事業に係る経費の見込みを示すとともに、事業終了後は、速やかに当該経費の明細書等を森林所有者に報告するよう指導すること。

イ 組合員からの受託により事業を実施した森林組合は、毎年度、当該事業の内容、収支等を決算関係資料等で明らかにして総会に諮る等、経費の透明性に努めること。

(6) 補助金の査定について

本事業に係る補助金の査定の取扱いは、次のとおりとする。

ア 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る補助金額は、同一の申請単位に係る(3)のアの(エ)に定める伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとめ（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐又は更新伐の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。

ただし、県が行った事業の査定単位又は市町村が請負に付して実行した事業の査定単位については、4の(1)又は(2)により算定するものとする。

また、査定単位の一部に、以下に掲げる間伐又は更新伐が含まれる場合にあつては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位又は当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。

(ア) 施行地の面積1ヘクタール当たりの伐採木の搬出材積が10立方メートルに満たない間伐又は更新伐

(イ) 伐採方法が異なる間伐又は更新伐

(ウ) 路網や作業ポイントが異なる間伐又は更新伐

イ 要領第1の1の(3)並びに2の(1)のウ、(2)のウ及び(3)のエ、4の(1)のエに定める雪起こしの施行地の面積は、造林木の成立本数の30パーセント以上が倒伏した林分の区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は実作業区域面積とする。

ウ 気象害等による被害森林で行う森林整備の施行地の面積は、被害区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は、実作業区域面積とする。

エ 要領第1の1の(4)のウの(ア)の森林経営計画等に基づいて行うものには、森林経営計画、特定間伐促進計画において計画された施業及び当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）並びに当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等又は立木の倒伏等に対応した雪起こし、倒木起こし並びに保育間伐及び更新伐であって1の(5)のキにより気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施するもの及び当該森林経営計画等の対象森林における鳥獣害防止施設（当該対象森林と隣接する森林において当該鳥獣害防止施設と一体となっているものを含む。）の改良を含む。

オ 要領第1の1の(4)のウの(ア)のbの森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うものには、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。カにおいて同じ。）を含む。

カ 要領第1の1の(4)のウの(ア)のbの森林経営計画策定者が施業代行者として行うもの、(イ)のaの伐採造林届出書に基づいて行うもの及びbの施業代行者が実施するものには、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業を含む。

キ 要領第1の2の(1)のアの(イ)のaの(b)及び(2)のアの(イ)のaの(b)の施設改良は、地方公共団体と森林所有者により締結された協定等の対象とする森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行われるものを対象とする。

ク 水田跡地における人工造林等の補助対象経費には、要領付表1に定める構成因子以外に、鋤床層の破碎、排水溝の設置、客土、盛土、有機物の施用等に要する経費を含めて差し支えないものとする。

ケ 要領第5の3により知事が定める竣工検査規定においては、枯損率が20パーセントを超えるものは竣工と認めないものとして定めるものとする。

コ 災害等により被害を受けた施行地であって、当該災害発生年度の事業に係る施行地のうち本事業に係る補助金の交付を受けていないものについては、植栽等の確認が可能なもの限り、植栽等が完了したものとみなして補助金を交付して差し支えない。この場合、植栽等が行われたことを証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

(7) 補助金の交付について

ア 本事業に係る補助金については、原則として、事業の完了後、その実績により

補助金を交付する精算払の方式をとっており、このため、要領第5の5の(1)により、補助金の交付決定と額の確定を同時に行うことを原則としているが、知事が補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認める場合は、事業の完了前に補助金交付決定額の一部を概算払によって交付することができるものとする。

イ 知事は、(6)のアに係る補助金の交付決定及び額の確定を行った時は、交付申請者に対し査定単位ごとの補助金の額を通知するものとする。

(8) 要領第5の6の補助金の返還について

ア 「大分県造林関係事業の施行地の転用等に伴う補助金等の返還措置要領の制定について」(平成23年3月25日付け森整第1450号大分県農林水産部長通知)に基づき行うものとする。

イ 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る補助金の返還額については、査定単位ごとに求めるものとする。

ウ 要領第5の6の(1)のオの「当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないとき」には、当該一体的に実施すべき事業の事業内容全てが森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

エ 要領第1の1の(4)のウの(ア)のbの森林経営計画対象林班内で森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合にあつては、要領第5の6の(1)のイと同様の取扱いとする。

オ 1の(13)のウの(ア)の規定による場合は、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合にあつては、要領第5の6の(1)のイと同様の取扱いとする。

(9) 事業主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについて

事業主体が受託により事業を実施する場合の採択に係る判断基準等については、次のとおりとする。

ア 受委託契約の締結

事業主体が森林所有者と受委託契約を締結したものに限る。

なお、事業主体が請負者として森林所有者と締結した請負契約は、受委託契約に該当しない。

イ 森林所有者の従事

森林所有者が所有森林の事業に従事する場合にあつては、アのほか、次の要件を満たすこと。

(ア) 事業主体が補助金の交付申請・受領、測量、その他事業に必要な事務等を実施していること。

(イ) 事業主体が外部に作業を請け負わせた場合は、仕様書等で具体的な作業指示を行っていること。

(ウ) 事業主体が直営労働力(臨時雇用を含む。)で実施した場合は、事業主体の職員が作業指示、監督、安全管理等を実施していること、及び、関係法令で義務付けられている雇用保険、労災保険等の保険料等を森林組合等が支払っていること。

ウ 特例措置

都道府県が災害の発生等からやむを得ないものと認めた場合にあつては、特例

的な取り扱いを認めることができることとする。

(10) その他

ア 人工造林又は樹下植栽等における地拵え、植栽に要する経費に対する補助金交付申請は、植栽完了後に行うこととする。

被害森林整備において特殊地拵え及び植栽を行う場合あっては、それぞれ当該経費に係る施業終了後ごとに、補助金交付申請を行って差し支えない。

イ 補助対象となる種苗等については、次に掲げるものとする。

(ア) 県の需給計画に搭載されたものあっては、別に定める規格以上を有するもの。

●林業種苗法（昭和45年法律第89条）の適用を受けるものについては、林業種苗法第18条第1項又は第2項の表示票若しくは書面が添付・交付された山行苗又は種穂等または、造林者が優秀な母樹から採取した種苗を用い、自家造林に使用するために自家養成した山行苗等

●林業種苗法の適用を受けないものについては、優良な母樹から採取した採穂を用い、養成された山行苗等

(イ) 県の需給計画に搭載されていないものあっては、優良な母樹から採取した採穂を用い養成された山行苗等で上記(ア)の規格に準ずるもの。

ウ 平成16年3月30日付け改正前の要領に基づき、平成15年度以前に締結された協定により実施される長期育成循環整備については、改正前の団地要件に基づき実施できるものとする。

エ 県は、施業履歴や施行箇所の確認を目的に、事業主体が6の(1)のウを実施した場合、その測量成果データや主要測点のGPSデータの提出を求めることができる。また、森林環境保全整備事業により実施された森林施業の履歴の情報等について、県及び市町村は、それぞれの林務担当部局内で情報共有を図るとともに、両者の密接な連携及び協力の下、森林簿等に適切に反映するものとする。